

# 令和3年度第1回 美濃加茂市上下水道事業経営審議会

## ～ 審議会の概要・会議の運営 ～



令和3年11月2日  
美濃加茂市建設水道部上下水道課

# ～ 目 次 ～

## 審議会の概要

### ● 審議会の設置・条例

- 設置の背景・理由、根拠…………… P 1
- 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例…………… P 2
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例…………… P 3
- 美濃加茂市附属機関の設置に関する規則…………… P 4
- 美濃加茂市上下水道事業経営審議会運営内規…………… P 5

### ● 委員名簿 …………… P 6

## 会議の運営

- 美濃加茂市上下水道事業経営審議会会議運営規則（案）…………… P 7
  - 傍聴券（案）…………… P 8
  - 傍聴者アンケート票（案）…………… P 9

# 審議会の概要

## ● 審議会の設置・条例

### ○ 設置の背景・理由

今後予想される人口減少等に伴う水道料金及び下水道使用料の減少、上下水道施設・設備の老朽化や耐震化への対応など、山積する課題が数多くあります。

そういった事業環境の中で、水道及び下水道事業における必要な経営改善、経営の効率化を図り、水道と下水道という市民生活に直結したインフラの安定的な提供を将来に渡り維持する必要があります。

そのため、「美濃加茂市上下水道事業経営審議会」を設置し、その経営状況等について、公営企業経営や防災・減災に専門的知見を有する方や、上下水道利用者（市民）の視点から継続的な審議・意見（答申）を行っていただくことで、市の経営判断、経営改善につなげていきます。

### 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例 (平成23年美濃加茂市条例第2号)

別表(第1条—第4条関係)

| 附属機関名            | 所掌事項                       | 委員の構成                         | 委員の定数 | 委員の任期 |
|------------------|----------------------------|-------------------------------|-------|-------|
| (略)              |                            |                               |       |       |
| 美濃加茂市上下水道事業経営審議会 | 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の経営に関すること。 | (1)学識経験を有する者<br>(2)市長が適当と認める者 | 9人以内  | 2年    |

(施行期日)

令和3年10月1日

(経過措置)

この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市上下水道事業経営審議会の委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

今回の委員  
さんの任期

### 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和42年美濃加茂市条例第10号)

別表(第2条、第5条関係)

| 区分                 | 根拠となる法律、条令等        | 報酬の額   | 費用弁償                                 |
|--------------------|--------------------|--|--------------------------------------|
| (略)                |                    |  |                                      |
| 美濃加茂市上下水道事業経営審議会委員 | 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例 | 日額 11,000円<br>(職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円) | 美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額 |

# ○美濃加茂市附属機関の設置に関する条例

平成23年3月25日  
条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めるもののほか、本市に別表に定める附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 附属機関は、市長又は教育委員会(以下「執行機関」という。)の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議、提案、調査等を行うものとする。

(組織)

第3条 執行機関は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから附属機関の委員を委嘱する。

2 附属機関は、それぞれ別表委員の定数の欄に掲げる委員の数をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(臨時委員)

第5条 執行機関は、特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 執行機関は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、臨時委員を委嘱する。

3 執行機関は、その特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、臨時委員を解嘱するものとする。

(委員及び臨時委員の報酬等)

第6条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償については、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)により支払うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議を公開することが適当でない認められるものを除き、公開するものとする。

5 会議には、執行機関及び関係機関の職員が出席し、及び説明することができる。

6 執行機関は、附属機関の会議の会議録を、公開することが適当でない認められるものを除き、公開しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、特定の事項を調査し、又は審議するため必要があるときは、附属機関に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営について必要な事項は、執行機関が別に定める。

以下附則(略)

以下別表(略)

P 1 左下表参照

市→審議会 諮問  
審議会→市 答申

会長・副会長の互選  
会長は議長

過半数で成立  
会議の公開  
会議録の公開の原則

秘密の保持

P 5 内規を参照

# ○美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和42年3月23日  
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

P 1 右下表参照

(支給の方法)

第3条 日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給日は、その職務に従事した日とする。ただし、その日が美濃加茂市の休日を定める条例(平成元年美濃加茂市条例第24号)に規定する休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日を支給日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、報酬の支給日を変更することができる。

3 月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給方法は、議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。

4 前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日にその職に就いたときはその就任の日(選挙、選任又は任命の日をいう。)から、月の末日以外の日にその職を離れたときはその日まで、その月の現日数(任命権者がその職について勤務時間を定めているときは、勤務時間が割り振られた日の日数をいう。)を基礎として日割りによって計算した額を支給する。

5 年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、報酬は、毎年3月31日までに支給する。

6 前項の規定にかかわらず、年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期又は終期が前項の計算期間の中途となる場合の報酬については、年額を12で除して得た額をもつて、月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給方法は議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。

7 時間額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給方法は、日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の例による。

(重複給与の禁止)

第4条 一般職又は特別職の職員で常勤のもの(以下「常勤の職員」という。)がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬が常勤の職員として受けるべき給料の額より多い額となるときは、その差額を支給する。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

2 特別職の職員が職務を行うために会議等に出席したときは、その者の住所又は居所から会議等の場所までの通勤に要する費用として、規則で定めるところにより、費用弁償として支給することができる。

3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の費用弁償について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

(報酬等の口座振替による支給)

第6条 報酬及び費用弁償は、特別職の職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

以下附則(略)

以下別表(略)

# ○美濃加茂市附属機関の設置に関する規則

平成25年4月1日  
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(平成23年美濃加茂市条例第2号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、附属機関の庶務について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 市長の附属機関の庶務を処理する主管課は、次の表のとおりとする。

| 附属機関名            | 主管課   |
|------------------|-------|
| (略)              |       |
| 美濃加茂市上下水道事業経営審議会 | 上下水道課 |



オンライン会議（報酬：実時間）  
書面会議（報酬：2時間未満会議）

(オンライン会議等)

第3条 条例第8条第1項本文の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない事由により会議を招集することができないと認めるときは、オンライン会議(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。)により会議を開くことができる。ただし、委員のシステムが整備されていないとき、又は議事の内容が軽易であると会長が認めるときは、書面による会議(以下「書面会議」という。)に代えることができる。

2 前項の規定によりオンライン会議又は書面会議を開く場合については、オンライン会議においてはシステムを利用して参加したことをもって、書面会議においては当該書面の提出があったことをもって条例第8条第2項の出席とみなす。

3 前項の規定により出席委員とみなされた委員の報酬については、オンライン会議においては実際の会議時間に基づき算出し、書面会議においては2時間未満の会議とみなして算出するものとする。

4 第1項ただし書の規定により書面会議を開く場合においては、委員から書面の提出があった日のうち最も遅い日を会議の開催日とみなす。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、附属機関の庶務について必要な事項は、市長が別に定める。

以下附則(略)

# ○美濃加茂市上下水道事業経営審議会運営内規

美濃加茂市訓令第10号  
令和3年7月14日

(趣旨)

第1条 この内規は、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、美濃加茂市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営、その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例別表委員の構成の欄に掲げる学識経験を有する者については、次に掲げる者から委嘱する。

- (1) 公営企業の経営に関する専門的知識を有する者のうち、大学名誉教授、大学教授、准教授及び講師その他これらに類する職にある者
- (2) 上下水道の防災・減災に関する専門的知識を有する者のうち、大学名誉教授、大学教授、准教授及び講師等その他これらに類する職にある者

2 条例別表委員の構成の欄に掲げる市長が適当と認める者については、次に掲げる者から委嘱する。

- (1) 税理士又は公認会計士その他これらに類する職にある者
- (2) 美濃加茂市指定金融機関を代表する者
- (3) 美濃加茂商工会議所を代表する者
- (4) 美濃加茂市民生児童委員協議会委員
- (5) 美濃加茂市男女共同参画推進委員会委員
- (6) 美濃加茂市商店街連合会会員
- (7) 美濃加茂市食生活改善連絡協議会会員
- (8) その他上下水道の利用者又は使用者としての市民視点を審議会に反映させることができる者

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 上下水道事業の経営状況等に関する事項
- (2) 上下水道事業が策定する各種計画に関する事項
- (3) 水道事業の水道料金、分担金に関する事項
- (4) 下水道事業の下水道使用料、下水道使用料にかかる認定水量、受益者負担金、受益者分担金に関する事項
- (5) 下水道事業統合及び廃止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。

## ●委員名簿

| 氏名                 | 所属団体等                | 選任区分       |                               |
|--------------------|----------------------|------------|-------------------------------|
|                    |                      | 条例         | 内規                            |
| たけうち のぶひと<br>竹内 信仁 | 名古屋大学 名誉教授           | 学識経験を有する者  | 公営企業の経営に関する<br>専門的知識を有する者     |
| のじま のぶおと<br>能島 暢呂  | 岐阜大学工学部 教授           | 学識経験を有する者  | 上下水道の防災・減災に関する<br>専門的知識を有する者  |
| にしだ のりゆき<br>西田 憲幸  | 名古屋税理士会 関支部          | 市長が適当と認める者 | 税理士又は公認会計士<br>その他これらに類する職にある者 |
| たけやま やすひと<br>竹山 泰仁 | 大垣共立銀行 美濃加茂支店        | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂市指定金融機関<br>を代表する者         |
| わたなべ みゆき<br>渡邊 美由起 | 美濃加茂商工会議所 女性会        | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂商工会議所<br>を代表する者           |
| たかはし くにあき<br>高橋 邦彰 | 美濃加茂市<br>民生児童委員協議会   | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂市<br>民生児童委員協議会委員          |
| うえの あきこ<br>上野 晶子   | 美濃加茂市<br>男女共同参画推進委員会 | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂市<br>男女共同参画推進委員会委員        |
| おくの こうき<br>奥野 弘基   | 美濃加茂市商店街連合会          | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂市商店街連合会会員                 |
| さこう れいこ<br>酒向 玲子   | 美濃加茂市<br>食生活改善連絡協議会  | 市長が適当と認める者 | 美濃加茂市<br>食生活改善連絡協議会会員         |

# 会議の運営

## ●美濃加茂市上下水道事業経営審議会会議運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づいて設置された、美濃加茂市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営、その他必要な事項について定めるものとする。

（開催日時及び会議時間）

第2条 審議会を開催する日時は、原則として平日昼間の開催とする。ただし、委員の勤務等により平日昼間の開催に支障があると認める時は平日夜間の開催を妨げない。

2 開催時刻は原則として午後2時00分とし、会議は概ね2時間程度とする。ただし、平日夜間に開催する場合は、原則午後7時00分からとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、条例第8条第4項の規定に基づき、原則公開とする。ただし、非公開情報を含む事項の審議等を行う場合や、会議を公開することで当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は公開しないものとする。

2 会議の開催予定は、日時、場所、公開、傍聴者数の制限などの情報を可能な限り市ホームページ等で事前に周知を図るべく市長（以下「執行機関」という。）に要請するものとする。

（傍聴者の対応）

第4条 傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、入場時に傍聴券（様式第1号）の交付を受け、予め定められた傍聴席で傍聴することとする。

2 傍聴者は、退場時に傍聴券を返却するものとする。

3 審議会は、委員と同様の資料（ただし、非公開情報は除く）を傍聴者へ配布するものとする。

4 審議会は、傍聴者による会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等を行うことを認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。

5 審議会は、傍聴者の発言、飲食、私語、拍手等は認めないものとする。ただし、傍聴者の意見・感想等は、傍聴者アンケート票（様式第2号）で収集し、審議の参考にすることができる。

6 審議会は、傍聴者に会議の規律等を乱す言動等があった場合は、これを制止し、従わない場合は会長が退場させるものとする。

（会議録）

第5条 条例第8条第6項の規定に基づき、会議録は原則として公開するものとする。ただし、公開の可否等については、毎回の審議終了後に非公開部分の有無について確認するものとする。

2 条例第8条第4項の規定に基づく会議録は、速記会議録ではなく、要点をまとめたものとする。

3 議長は、会議録署名者2名を会議の都度指名し、会議録署名者の確認を得たものを当審議会の会議録とする。

4 会議録は、執行機関で保管し、委員の必要に応じて供覧するものとする。

（答申）

第6条 条例第2条の規定に基づく提案、答申等は、委員個人の意見ではなく、審議会全体の結果として取りまとめるものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議するものとする。

附 則

この規則は、令和3年11月2日から施行する。

●傍聴券（様式第1号）

様式第1号

美濃加茂市上下水道事業経営審議会  
傍 聴 券

会議名 令和 年度第 回美濃加茂市上下水道事業経営審議会

令和 年 月 日

この傍聴券は、当日に限り有効です。  
退場される際は、この券を返却してください。

美濃加茂市建設水道部上下水道課

～注意事項～

- 非公開情報を含む事項について審議等を行う場合や、会議を公開することで当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は公開しない場合があります。
- 委員と同様の資料（ただし、非公開情報は除く）を配布します。
- 会議の録音、写真撮影、ビデオ撮影等はできません。
- 傍聴者の発言、飲食、私語、拍手等はできません。ご意見・ご感想等がある場合は、傍聴者アンケート票にご記入のうえ事務局へ提出してください。
- 会議の規律等を乱す言動等があった場合は、退場していただきます。

●傍聴者アンケート票（様式第2号）

様式第2号

美濃加茂市上下水道事業経営審議会  
傍聴者アンケート票

●ご意見、ご感想

ご意見、ご感想をいただき、ありがとうございました。  
いただきましたご意見等は今後の審議の参考にさせていただきます。